

# 子どもの学習支援・子ども食堂への

## 活動費を助成します！

【令和8年度】



市民社協では、**子どもの学習支援**や**子どもの居場所**、**子ども食堂**（コミュニティ食堂）を行うボランティア団体の活動費を助成します。運営団体に条件はありませんが、申請前に担当職員による活動場所の見学、団体のメンバーのみなさんが集まる打ち合わせへの参加等を行います。

裏面の注意事項を確認の上、事前に市民社協までご相談下さい。※下記2つの場の併用可（要相談）

	子ども学習・生活支援助成	子ども・コミュニティ食堂助成
助成 上限額	<b>10万円（基本額）</b> （1回2,500円+会場費や講師謝礼代） ※会場費や講師謝礼は実費相当額とし、 1回あたり2,500円を上限に加算する。 会場が個人宅等の場合の会場費は1回あたり1,000円を上限。	<b>&lt;①標準型&gt; 48万円</b> （月額4万円） 月1回以上対面形式で開催 ※食事提供に加え、食品配布の取り組みも行う場合は、年間72万円を上限とした加算あり。 <b>&lt;②毎週型&gt; 206万円</b> （年間） 週1回以上開催 ※①との併用不可 ※各種条件があるため、要相談
	<b>2万円</b> 整備費（備品購入および修繕費） （活動場所が公共施設の場合は1万円） ※1団体1回限り（同一事業の場合） （交付後、翌年度以降は交付無し）	<b>50万円</b> 設備整備費（冷蔵庫やワゴン車のリース、デリバリーカーターの購入等、設備整備等に要する経費） （※条件あり、要相談）
対象となる活動	◆基礎学力向上のための学習支援 ◆遊び等を通じた子どもの居場所づくり ◆子どもが家族以外の大人と交流することを目的とした市内の活動 ※部屋貸しだけの活動は不可	市内で食事を通じた交流の場を開催する活動
対象者	原則として高校生以下の武蔵野市民	—
参加費	子どもの参加費が無料または300円以下（教材代等を除く）	子どもの参加費が無料または300円以下
参加者数	1回あたり5名以上の子どもが参加できる状態にあること	10名以上 ※子どもが参加できる状態であれば必ずしも子ども限定でなくてもよい
開催頻度	2か月に1回以上開催 （概ね年5回以上定期的に開催）	原則として月1回以上開催 （②毎週型の場合、週に1回以上開催）
締切	<b>令和8年12月21日（月）</b> ※事前相談は11月30日（月）まで	<b>令和8年9月30日（水）</b> ※事前相談は8月31日（月）まで

## 【助成金交付団体として守っていただきたいこと】

- ◆年2回（予定）のネットワーク連絡会（研修会）への参加、メーリングリストへの登録を必須とします。  
※ネットワーク連絡会へ登録いただく際、誓約書を提出いただきます。約束事項をお守りください。
- ◆広く市民に開かれ、責任ある活動を行ってください。
- ◆市民社協が発行するリーフレットや子育て情報誌へ活動内容等を掲載します。
  - ・校正等は速やかに確認し、返信の期日を守ってください。
  - ・市民社協のホームページに貴団体（活動）のホームページ（チラシ）のリンクを貼ります。  
開催スケジュール等は定期的に更新し、常に最新の情報を公表してください。
- ◆市（都）、市民社協からの問い合わせには速やかに回答してください。（随時、連絡がつくように）
- ◆活動費は、スタッフの人件費等には充てられません。食材費、チラシ印刷代、お茶代、保険料などに使用してください。（※学習支援を行う場合、外部講師等への支払いが必要な場合は要相談）  
店舗などを経営されている団体については、家賃などの会場費の支払いは原則として認められません（一部可能な場合あり。要相談）。子ども食堂や学習支援のためだけにかかる経費が対象です。
- ◆実績報告書提出時に、**領収書は全て提出していただきます。**（コピー可）
- ◆助成金は、クレジットカード、電子マネーなどでの支払いは認められません。**現金で支払うもののみ対象**です。また、各種ポイント付与は認められません。（現金での支払いが難しい物は要相談）

## 【活動に関して守っていただきたいこと】

- ◆利用者のプライバシーの保護及び個人情報の取扱いに十分留意するとともに、運営スタッフ及びスタッフであった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じてください。
- ◆活動を通じて、子ども及びその保護者の相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関につないでください。また、子どもへの虐待が疑われるときその他早急な対応が必要と思われる家庭を発見した場合は、早急に市民社協に連絡してください。
- ◆事故発生時の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図りましょう（賠償責任保険に加入してください）。
- ◆特定の政党若しくは政治団体のための事業又は特定の宗教のための活動や勧誘を行わないでください。
- ◆安全に配慮した十分なスペースを確保してください。
- ◆（食堂のみ）活動開始前に保健所に相談し、指導及び助言を求めてください。
- ◆（食堂のみ）食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築してください。
- ◆（食堂のみ）利用する子どもの食物アレルギーの有無を確認しましょう。

## 【提出書類 ※上記の注意事項を守ることができる団体のみ申請可能】

### <子ども学習・生活支援助成>

- ① 申請書（事業計画書兼収支予算書）②団体構成員名簿

### <子ども・コミュニティ食堂助成>

- ①申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④団体構成員名簿

※予算の範囲内で助成するため、団体数が多い場合は上記によらず申請を締め切る場合があります。

### <問い合わせ>

【5月24日（日）まで】〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町1-14-9 プレファス吉祥寺フロント7階

【5月25日（月）から】〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）

電話：23-0701 FAX：23-1180

Email：[shimin@shakyou.or.jp](mailto:shimin@shakyou.or.jp)

申請書類はこちらから⇒



※本事業は武蔵野市からの委託を受けて市民社協が実施しています

※ボランティアセンター武蔵野活動会員青木さんによるイラストを本チラシに使用しています